

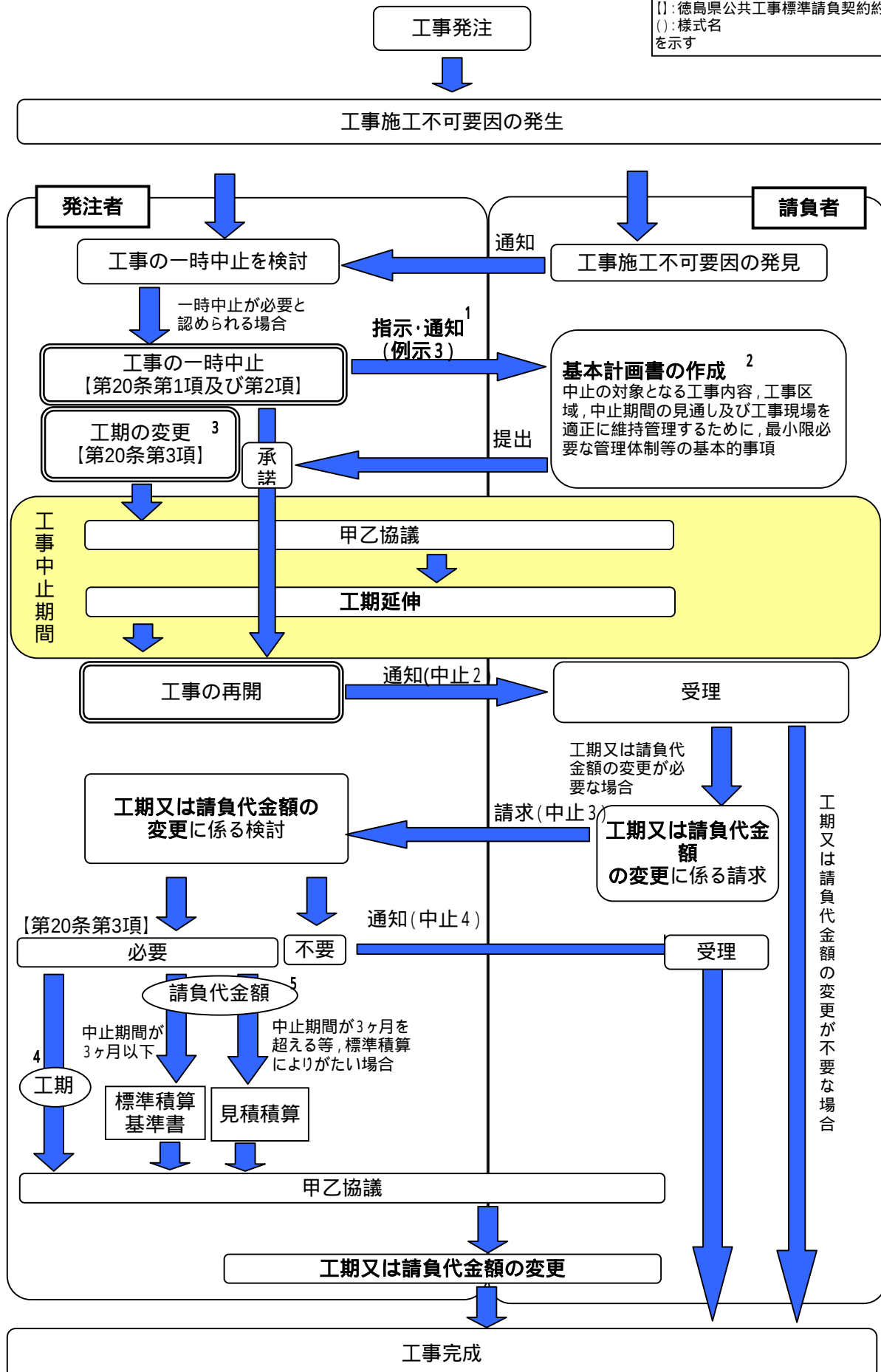
# 徳島県土木工事の一時中止 に係るガイドライン(案)

平成21年8月

徳島県県土整備部

# 1. 工事の一時中止に係る基本フロー

注)フロー図内の表記については  
[]:徳島県公共工事標準請負契約約款  
():様式名  
を示す



## 2. 中止の指示・通知<sup>1</sup>

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。【契約約款 第20条】  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

### 発注者の中止権

発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。  
「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

### 工事の中止期間

請負者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

### 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて

工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。  
【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

大幅な工期延期とは、公共工事標準請負契約約款(乙の解除権)第46条第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

### 3. 基本計画書の作成<sup>2</sup>

工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を、通知のあった日から7日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

#### 記載内容

中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

工事現場の維持・管理に関する基本的事項

#### 管理責任

中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。

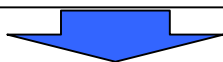
請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

### 4. 工期又は請負代金額の変更<sup>3～5</sup>

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、工期又は請負代金額が変更されなければならない。

「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



#### 工期の変更<sup>3, 4</sup>

工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当であり、一時中止を通知すると同時に、工期延伸を行う必要がある。<sup>3</sup>

地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。<sup>4</sup>

#### 請負代金額の変更<sup>5</sup>

発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更で填補し得ない請負の増加費用、損害を負担しなければならない。

##### 増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

##### 損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
  - 事情変更により生じたもの
- 増加費用と損害は区別しないものとする。

## 5. 増加費用の対象範囲

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者からの請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

### 工事現場の維持に要する費用

中止期間において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械機器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負者の本支店における費用

### 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制まで体制を縮小するため、必要となった機械機器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

### 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

## 6. 増加費用の算定

増加費用の算定は、請負者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など甲乙協議して行う。

増加費用の各構成項目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

## 7. 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月以下は、標準積算基準書により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算基準書によりがたい場合は、請負者から増加費用に係る見積を求め、甲乙協議を行い増加費用を算定する。